

全ての解体等工事の現場には

石綿に関する事前調査結果の掲示

をする必要があります

(大気汚染防止法第18条の15)

石綿に関する事前調査結果は、石綿の有無に関わらず、
全ての解体等工事の現場に掲示しなくてはなりません。

掲示の期間・場所

(大気汚染防止法第18条の15)

期間：解体等工事の終了日まで

場所：周辺住民等が見やすい場所

掲示の大きさ

(大気汚染防止法施行規則第16条の9)

A3サイズ(29.7cm × 42cm)以上

※用紙の向き(縦向き・横向き)はどちらでも可

掲示の内容

(大気汚染防止法施行規則第16条の10)

(石綿障害予防規則第3条第6項)

大気汚染防止法の規定	石綿障害予防規則の規定
<input type="checkbox"/> 解体等工事の元請業者(又は自主施工者)の情報	<input type="checkbox"/> 事前調査の終了日
<input type="checkbox"/> 事前調査の方法	<input type="checkbox"/> 事前調査を行った部分
<input type="checkbox"/> 事前調査を終了した年月日	<input type="checkbox"/> 調査した部分における材料ごとの石綿等の有無
<input type="checkbox"/> 事前調査の結果(石綿の有無)	<input type="checkbox"/> 石綿無しと判断した材料については、その判断根拠
<input type="checkbox"/> 石綿有の場合は、使用されている部分およびその種類	

※1 記載事項を網羅していれば1つの掲示に集約可能です。

※2 掲示の様式は任意です。裏面の参考様式等をご活用ください。

大気汚染防止法に関することは

○奈良県景観・環境総合センター (0744-47-3805) または

○奈良県環境政策課 (0742-27-8734)

石綿障害予防規則に関することは

○工事現場市町村を所管する労働基準監督署 にお問い合わせください。

【参考様式】届出対象工事(レベル1、2)用

建築物等の解体等に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告^(注1)、労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第5号の二)の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。
石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第2号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称：

届出先及び届出年月日	(奈良・葛城・桜井・大淀) 労働基準監督署 奈良県・奈良市	令和 年 月 日	令和 年 月 日
調査終了年月日		令和 年 月 日	令和 年 月 日
看板表示日		令和 年 月 日	令和 年 月 日
解体等工事期間		令和 年 月 日 ~	令和 年 月 日
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間		令和 年 月 日 ~	令和 年 月 日

調査方法の概要(調査箇所)

【調査方法】

【調査箇所】

【石綿含有あり】

【石綿含有なし】

調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)

石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法

除去・囲い込み・封じ込め・その他

集じん・排気装置

排気能力 (m³/min)

使用するフィルタの種類及びその集じん効果 (%)

使用する資材及びその種類

その他の石綿(特定粉じん)の排出又は抑制方法

備考：その他の条列等の届出年月日

発注者または自主施工主

氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)

住所

元請業者(工事の施工者かつ調査者)

氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)

住所

現場責任者氏名

連絡場所 TEL

〇〇 〇〇を石綿作業主任者に選任しています。

調査を行った者(分析等の実施者)

氏名又は名称及び住所

事前調査・試料採取を実施した者

分析を実施した者

その他事項

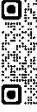
※揭示に関する追記事項等を記載

注1) 工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体等工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

〇揭示板の参考様式や届出様式はこちら

奈良県環境政策課HP 大気汚染防止法(アスベスト：特定粉じん排出等作業)

<https://www.pref.nara.jp/59952.htm>



(県環境政策課HP)

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

〇解体等工事における石綿対策の詳細はこちら

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び

石綿飛散漏えい防止マニュアル(R3年3月)

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html



(マニュアル)